

イベントスペース利用規定

さまざま催しや撮影に利用できるスペースです。ご使用には事前申請と許可が必要になります。

以下の項目に該当する場合、受付をいたしません。また、承認済みおよび使用中であっても中止させていただく場合があります。なお、使用許可取消に伴ういかなる損害の賠償もいたしません。

- 1 法律に違反する、公序良俗に反する、または他の来館者に不快感を与える恐れがあると認められた場合。
- 2 当館のイメージを損なう恐れがある場合、また当館に不相当と判断した場合。
- 3 イベント開催や撮影により施設内、及びその周囲に混乱または危険が予想される時。
- 4 申込書の記載の偽りや、不当な手段により許可を受けた事実が明らかになった場合。
- 5 利用規定およびATC管理者の指示に従わない場合。
- 6 土地・建物や付帯設備を損傷・滅失する恐れがある場合。
- 7 使用の権利を他に譲渡・転貸した場合。
- 8 大音量や悪臭、煙の発生など、施設の他の利用者に不都合が生じる恐れが認められるとき。
- 9 宗教、思想、政治に関するイベントや撮影。
- 10 暴力団の利益となる、またはその恐れがあると認められるとき。
- 11 災害、その他の不可抗力により施設の利用が危険であると認められるとき、または災害時に広場を応急施設の用にする場合。
- 12 予約金・残金を指定日までに入金確認できない場合。

イベントスペース利用における注意事項（すべてのスペースにあてはまる）

- 1 各イベントスペース使用に当たっては利用規定及び、ATC管理者の指示を厳守していただきます。
- 2 お申込みの受付には事前審査が必要となりますので、内容やスケジュール、レイアウト、安全計画が含まれた企画書のご提出をお願い致します。
- 3 本利用申込みは利用開始日からさかのぼって3週間前までとします。
- 4 会場の基準利用料については原則利用日の10日前までにお支払いください。
- 5 スペース毎に展示物・表現・設営・音量・物販・飲食・配布物、掲示物、その他制限がありますので、ATC管理者と打合せの上実施してください。
- 6 催事の開催内容がATCのテナントや先行する施設利用者が提供する商品・サービス等と競合、または類似するとATC管理者が判断した場合は、利用を制限したり、内容変更を要請する場合があります。管理者による制限・要請が受け入れられない場合は利用を中止させていただくことがあります。
- 7 実施マニュアルを開催2週間前までには必ず提出し、ATC管理者の承認を得てください。
- 8 イベントスペース使用中（搬入出時を含む）の人的・物的損害に対する賠償責任は、利用者側の負担となります。
- 9 盗難防止等、会場内私物管理は利用者側で講じてください。
- 10 参加者や観客の整理及び誘導は、利用者の責任で行って下さい。掛かる費用についても利用者が負担してください。
- 11 使用中に、建物・諸設備・器具・備品等を破損、紛失された場合は、実費請求を申し受けます。
- 12 使用後は利用者側において清掃して下さい。特にATCの特別清掃等の必要が生じた場合、別途費用を申し受けます。
- 13 催事開催中でも周囲の店舗や他催事利用者より苦情等が出た場合は、ご調整いただきます。
- 14 ATC館内やイベントスペース、周辺エリアは分煙を実施しており、指定場所以外での喫煙、歩きタバコはお断りいたします。（電子タバコを含む）
- 15 利用者は、許可物件以外の設置物や横断幕、のぼり,等を設置できません。
- 16 利用者は、無断で水・電気をATC館内、またはイベントスペースから取ることはできません。

ピロティ広場利用の注意事項

- 1 ピロティ広場は大阪市への使用申請の関係上、利用予定日から3週間を越えると受付できません。
- 2 利用者がピロティ広場内の敷地を損壊したときは、大阪市の定める損害額を賠償してください。
- 3 ピロティ広場は「公園」という特性上、一般歩行者を強制的に排除できないため、安全の観点からフェンスなどで催事スペースを区画する必要があります。
- 4 ピロティ広場内で車両進行は最徐行（時速10km以下）でお願いします。また進行時はハザードランプを点滅させてください。
- 5 違法改造車両の参加は禁止しており、主催者は責任を持って対処してください。
- 6 イベント参加者の自転車や自動二輪車などの駐輪が多く発生する可能性がある場合は事前にご相談ください。
- 7 場内で車両、二輪車の体験走行を行う場合、管理者と打合せし、許可を得てください。
- 8 ピロティ広場へ入場待ちの車両待機列が周辺道路で発生しないよう利用者は対策を講じてください。
- 9 車両の入退場は車両証を発行するなどし、利用者が責任をもって管理誘導してください。
- 10 テントやサインスタンドなどの設置物には総重量の3倍以上の重しを設置してください。
- 11 広場内でのスピーカーの設置については事前にATC管理者と打合せをし、許可を得てください。
- 12 看板やフラッグ、のぼりを周辺エリアに設置する時はATC管理者と打合せし、許可を得てください。
- 13 車両展示の際はエンジンをとめてください。
- 14 連続した日程で会場を利用する場合は、会場内に夜間警備を手配が必要となります。手配先はATCの契約先とします。
- 15 イベントで起こる事故や損害を補償する各種保険には必ず加入してください。
- 16 イベント終了後はATC管理者と原状復帰の確認をしてください。
- 17 試乗などで公道を使用する場合は、所轄の警察署にて指導を受けてください。
- 18 ドローンの利用は禁止されております。
- 19 利用者は、水・電気をピロティ広場、またはATC館内から取る場合は、事前にATC管理者の許可を得てください。
- 20 飲食の出店をとまなう場合は、館内の飲食店の営業に配慮したものとし、ATC管理者と協議の上実施してください。また管轄する保健所へ申請を行ってください。
- 21 調理を含む火気の使用については所轄の消防署へ届け出を行ってください。また消防署の承認書類の複写をご提出ください。

ピロティ広場のイベント利用については以下にお問合せください。

アジア太平洋トレードセンター(株) ホール事業部 TEL 06-6615-5006

ATCでの撮影について

申請が必要となるのは以下の場合です。

- 1 営利・非営利に関わらず、屋外スペースを含むATC施設の一定の場所を独占的に使用する場合。
- 2 業として写真、動画、映像を撮影する行為。

撮影についての上記の注意事項に準じますが、詳細は以下にお問合せください。なお取材撮影は、別の許可が必要になりますので合わせてご確認ください。

アジア太平洋トレードセンター(株) 販売促進課 TEL 06-6615-5230